事業者向け情報通信

Jot International Information Magazine

2026年9月

季節が変わる時期となりますが、皆さまお変わりなくお過ごしでしょうか。自然災害が多く発生しておりますので、万一の被災時に被害を軽減するため、建物・設備の点検や防災対策等をお勧めいたします。さて、本号では、「紙の手形・小切手利用廃止」や「カスハラ防止措置が事業主の義務」等についてをご案内いたします。

同封資料

① 紙の手形・小切手利用廃止へ

② カスハラ防止措置が事業主の義務となります

③ 9月の安全運転のポイント

④【RM FOCUS】Vol.98

ベルマーク運動

ベルマーク運動へのご協力ありがとうございます。

8月時点で【25,360.4点】※ をお預かりしました。

お預かりしたベルマークは、あいおいニッセイ同和損保を通じて 寄贈いたします。

※ 2021年５月以降累計



① 紙の手形・小切手利用廃止へ

2027年3月末までに、紙の手形・小切手の交付が廃止されます。政府方針をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組を行っています。でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等、電気的決済サービスへの切替をご検討ください。

② カスハラ防止措置が事業主の義務となります

2026年10月1日からカスハラ防止措置が事業主の義務となります。

厚生労働省委託事業のポータルサイト「あかるい職場応援団」では、職場のパワーハラスメント問題の予防・解決に向け、問題に関する様々な情報発信がされておりますのでご活用下さい。

③ 9月の安全運転のポイント

本号では、2026年7月21日と9月1日に施工された法改正の内容についてご案内しておりおます。

危険運転致死傷罪や生活道路の法定速度が時速30Km/hに引き下げについて記載されておりますので、運転の見直しにご活用いただき、安全運転のご継続をお願いいたします。

④ 【RM FOCUS】Vol.98

年間シリーズ（レジリエントでサステナブルな社会をめざして）では、「第１０回 事業継続マネジメント（BCM）に関する日本企業の実態調査」について解説しております。その他、「荷主優位の商慣習の打破を狙いとする取適法の要点」や「内閣府による首都直下地震の被害想定」もご覧ください。

お知らせ

『情報通信　Jot International Information Magazine』は、郵送でのご案内と管理部門の責任者様等へメール配信でのご案内をさせて頂きます。宛先の追加変更等につきましては、メールにてご連絡をお願い申し上げます。　　e-mail： hoken-info@jot-international.jp

【各種お問い合わせ先】

矢崎グループ保険代理店 ほけんのジョット（株）ジョットインターナショナル

フリーダイヤル：０１２０－０２１－９００

e-mail：　hoken-info@jot-international.jp

当社HP掲載の情報も併せてご活用ください。

ほけんのジョット　検索